

令和3年7月16日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和3年第7回）議事録

1. 開催日時 令和3年7月16日（金曜日）午後2時

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター 「学習ホール」

3. 出席委員（23名）

1番 齋藤 誠	13番 佐々木 知 榮
2番 畑山 留美子	14番 加藤 三 敏
3番 佐藤 喜 勝	15番 石井 勲
4番 岡部 五一郎	16番 富 樫 公 一
5番 佐々木 亨	17番 伊藤 直 子
6番 小野 晃 一	18番 菅 原 文 克
7番 大瀧 浪 雄	19番 佐藤 秀 孝
8番 小松 健	20番 佐藤 源 樹
9番 小松 幸 夫	21番 庄 司 和 夫
10番 佐藤 順	22番 伊藤 剛
11番 佐藤 崇	24番 佐藤 系 悦
12番 佐々木 純 一	

4. 欠席した委員（1名）

23番 吉尾 麻 美

5. 議事日程第1号 令和3年7月16日 午後2時 開会

第1. 議事録署名委員指名

第2. 会議書記任命

第3. 会期決定

第4. 会務報告

第5. 議案第47号 農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件

第6. 議案第48号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件

第7. 議案第49号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第8. 議案第50号 農地転用事業計画変更承認の件

第9. 議案第51号 農地法第4条第1項の規定に基づく使用目的変更の件

第10. 議案第52号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	高 橋 孝 紀	次 長	小 松 幸 月
農政班長	二 見 真 之	農地班長	小 松 和 則
主 査	釜 台 勇 樹	主 任	佐々木 智 慧
主査(矢島庶務班)	石 垣 あゆみ	主任(岩城庶務班)	佐 賀 步
主事(由利庶務班)	阿 部 健 大	主任(大内庶務班)	松 永 希

主事(東由利庶務班) 遠藤大騎 主任(西目庶務班) 佐藤慎
主任(鳥海庶務班) 櫻井浩規

8. 総会議長

佐藤系悦

9. 議事録署名委員

7番 大瀧浪雄

8番 小松健

10. 会議の概要

○議長

これより、令和3年7月2日公示招集されました、令和3年第7回総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は、委員総数24名中23名であります。

23番吉尾麻美委員より欠席の届出があります。

出席委員は、過半数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の提出案件は、議案第47号から議案第52号までの計6件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、7番大瀧浪雄委員、8番小松健委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、「会務報告」を事務局より報告いたします。

○事務局

(事務局長による会務報告)

○議長

日程第5、議案第47号「農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、申請事由は経営移譲に伴う再設定であり、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第47号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第47号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第48号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、申請事由は譲受人の要望、規模拡大、贈与によるものであり、贈与税についても説明済みであること、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第48号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第48号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第49号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、内容は賃借権、使用貸借権、解除条件付賃借権の新

規であり、期間は1年から10年、計画の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第49号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【13番・佐々木知榮委員手を挙げる】

13番、佐々木知榮委員。

○13番・佐々木知榮委員

議案第49号12番について、内容の詳細をお願いします。

○事務局

(議案第49号12番について、解除条件付貸借権新規の内容を説明する。)

○13番・佐々木知榮委員

これは田ですの水稲を目的にしているのでしょうか。

○事務局

(営農計画書の内容を説明する。)

○議長

他にございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第49号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第50号「農地転用事業計画変更承認の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、当初計画がやむを得ない事情により単独で転用事業を行うことができない状況になったため、今回の変更申請になったこと。また、今回の計画変更は、変更後の転用事業の内容は変わらず、承継者の資金計画等により変更後の事業の現実性があり、周辺農地に影響を及ぼさないと認められ、立地基準、転用目的等の一般基準からみても承認相当と判断されること。本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がないことから、本総会で承認することに決定した場合は、総会翌日付けで変更承認すること。また、承認後に改めて、所有者、事業承継者の連名で当農業委員会に再度転用許可申請することになる旨を説明する。)

○議長

議案第50号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第50号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第51号「農地法第4条第1項の規定に基づく使用目的変更の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できること。また、この案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

議案第51号の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、18番菅原文克委員。

○18番・菅原文克委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により周辺農地に係る営農条件への支障はないことを確認してきたことを確認してきた旨を報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第51号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第51号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第51号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第52号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、はじめに1番について事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、

資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できること。また、この案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

1 番の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、18 番菅原文克委員。

○18 番・菅原文克委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により周辺農地に係る営農条件への支障はないことを確認してきたことを確認してきた旨を報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に、2 番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できること。また、この案件については、第1種農地のため、秋田県農業会議に意見聴取の対象となることから、本総会で許可することに決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨を説明する。)

○議長

2 番の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、10 番佐藤順委員。

○10 番・佐藤順委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により周辺農地に係る営農条件への支障はないことを確認してきたことを確認してきた旨を報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に、3 番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できること。また、この案件については、申請面積が30aを超えるため、秋田県農業会議に意見聴取の対象となることから、本総会で許可することに決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨を説明する。)

○議長

3 番の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。
調査員、14番加藤三敏委員。

○14番・加藤三敏委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により周辺農地に係る営農条件への支障はないことを確認してきたことを確認してきた旨を報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第52号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第52号1番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であり、2番及び3番は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

はじめに1番についてお諮り致します。

議案第52号1番は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号1番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

次に、2番及び3番についてお諮りいたします。

議案第52号2番及び3番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号2番及び3番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問の上、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後2時41分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 佐 藤 系 悦

議事録署名委員 大 瀧 浪 雄

議事録署名委員 小 松 健